

農薬の空中散布に係る安全ガイドラインの制定について（令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知）の一部改正新旧対照表

(下線部は変更部分)

改正案	現行
<p>別添 無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン</p> <p>第1 趣旨</p> <p>無人マルチローター（ほぼ垂直な軸回りに回転する三つ以上の回転翼によって主な揚力及び推進力を得る回転翼の無人航空機をいう。以下同じ。）による農薬の空中散布は、防除作業の負担軽減及び生産性の向上に資する技術として期待されており、近年、当該散布の実施面積は、増加傾向にある。</p> <p>他方で、農薬を使用する者は、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第25条第1項に基づき定められている農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）に基づき、農作物や人畜、周辺環境等に被害を及ぼさないようにする責務を有するとともに、関係通知に沿った安全かつ適正な使用に努める必要がある。また、農薬を使用する者は、法第27条に基づき、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めなければならない。</p> <p><u>特に、無人マルチローターによる農薬の空中散布を実施する場合には、地上での散布に比べて、上空から高濃度の農薬を飛</u></p>	<p>別添 無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン</p> <p>第1 趣旨</p> <p>無人マルチローター（ほぼ垂直な軸回りに回転する三つ以上の回転翼によって主な揚力及び推進力を得る回転翼の無人航空機をいう。以下同じ。）による農薬の空中散布は、防除作業の負担軽減及び生産性の向上に資する技術として期待されており、近年、当該散布の実施面積は、増加傾向にある。</p> <p>他方で、農薬を使用する者は、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第25条第1項に基づき定められている農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号。以下「省令」という。）に基づき、農作物や人畜、周辺環境等に被害を及ぼさないようにする責務を有するとともに、関係通知に沿った安全かつ適正な使用に努める必要がある。また、農薬を使用する者は、法第27条に基づき、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めなければならない。</p>

行しながら散布しなければならないことから、ほ場内に均一に散布を行い、農薬を散布した区域外への飛散（以下「ドリフト」という。）が起こらないようにするためにには、農薬の空中散布に関する知識・技能が必要になる。このため、当該空中散布の実施主体（当該空中散布を他者に委託する者を含む。以下「実施主体」という。）は、無人マルチローターの関係団体、メーカー、販売店、教習施設等が実施する講習会等を活用し、農薬の空中散布に関する知識・技能の習熟を図ることが重要である。

以上のことから、今後、無人マルチローターによる農薬の空中散布がいっそう農業現場に普及していく環境に対応するため、無人マルチローターによる農薬の空中散布を行う者が、安全かつ適正な農薬使用を行うために参考とすることができる目安を示すため、本ガイドラインを定める。

## 第2 農薬の空中散布の実施

### 1 農薬の空中散布の計画

(1) 実施主体は、農薬の空中散布の実施区域周辺を含む地理的状況（住宅地、公共施設、水道水源又は蜂、蚕、魚介類の養殖場等に近接しているかなど）、耕作状況（収穫時期の近い農作物や有機農業が行われているほ場が近接しているかなど）等の作業環境を十分に勘案し、実施区域及び実施除外区域の設定、散布薬剤の種類及び剤型の選定（粒剤、微粒剤等の飛散の少ない剤型）等の農薬の空中散布の計画について検討を行い、実施場所、実施予定月日、作物名、散布農薬名、

以上のことから、今後、無人マルチローターによる農薬の空中散布がいっそう農業現場に普及していく環境に対応するため、無人マルチローターによる農薬の空中散布を行う者が、安全かつ適正な農薬使用を行うために参考とすることができる目安を示すため、本ガイドラインを定める。

## 第2 空中散布の実施

### 1 空中散布の計画

(1) 実施主体（防除実施者及び防除を自らは行わずして他者に委託する者。以下同じ。）は、空中散布の実施区域周辺を含む地理的状況（住宅地、公共施設、水道水源又は蜂、蚕、魚介類の養殖場等に近接しているかなど）、耕作状況（収穫時期の近い農作物や有機農業が行われているほ場が近接しているかなど）等の作業環境を十分に勘案し、実施区域及び実施除外区域の設定、散布薬剤の種類及び剤型の選定（粒剤、微粒剤等の飛散の少ない剤型）等の空中散布の計画について検討

10 a 当たりの使用量又は希釈倍数等について記載した計画書を作成する。

なお、3に規定する対応により危被害を防止することができないおそれがある場合は、農薬の空中散布の計画を見直す。

(2) (略)

(3) 無人マルチローターの所有者は、航空法（昭和23年法律第231号）第132条の2の規定に基づき、当該無人マルチローターについて国土交通大臣の登録を受ける義務があることから、これを確実に行う。

(4) 農薬の空中散布を含む、航空法第132条の87の規定に基づく特定飛行を行う場合には、航空法第132条の88第1項の規定に基づき、事前に当該特定飛行の日時、経路等の事項を記載した飛行計画を国土交通大臣に通報する義務があることから、これを確実に行う。

2 農薬の空中散布の実施に関する情報提供

(略)

3 実施時に留意する事項

(1)～(4) (略)

(5) 操縦者は、散布の際、農薬の散布状況及び気象条件の変化を隨時確認しながら、農薬ラベルに表示される使用方法（単位面積当たりの使用量、希釈倍数等）を遵守し、ドリフトが起こらないよう十分に注意する。

を行い、実施場所、実施予定月日、作物名、散布農薬名、10 a 当たりの使用量又は希釈倍数等について記載した計画書を作成する。

なお、3に規定する対応により危被害を防止することができないおそれがある場合は、空中散布の計画を見直す。

(2) (略)

(新設)

(新設)

2 空中散布の実施に関する情報提供

(略)

3 実施時に留意する事項

(1)～(4) (略)

(5) 操縦者は、散布の際、農薬の散布状況及び気象条件の変化を隨時確認しながら、農薬ラベルに表示される使用方法（単位面積当たりの使用量、希釈倍数等）を遵守し、散布区域外への飛散（以下「ドリフト」という。）が起こらないよう十分に注意する。

(6) ~ (12) (略)

(13) 農業の空中散布を含む特定飛行を行った場合には、航空法

第132条の89の規定に基づき、その飛行記録、日常点検記録等の情報を遅滞なく飛行日誌に記載する義務があることから、これを確実に行う。

### 第3 事故発生時の対応

農薬の空中散布を実施した場合の事故発生時の対応については、次のとおり実施する。

1 事故の類型は、以下のとおりとする。

(1) 農薬事故

農薬の空中散布中のドリフト、流出等の農薬事故

(2) 航空法に基づく事故

① 無人マルチローターの飛行による人の死傷（重傷以上の場合。農薬に起因する目の損傷を含む。）

② 第三者の所有する物件の損壊（農薬に起因する農作物の被害を含まない。）

③ 航空機との衝突又は接触

(3) 航空法に基づく重大インシデント

① 航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めたとき

② 無人マルチローターの飛行による人の負傷（軽傷の場合。農薬に起因する目の損傷を含む。）

③ 無人マルチローターの制御が不能になった事態

④ 無人マルチローターが発火した事態（飛行中に発火した

(6) ~ (12) (略)

(新設)

### 第3 事故発生時の対応

空中散布を実施した場合の事故発生時の対応については、次のとおり実施する。

1 事故の類型は、以下のとおりとする。

(1) 農薬事故

空中散布中の農薬のドリフト、流出等の農薬事故

(2) その他

無人マルチローターの飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案

(新設)

ものに限る。)

2 1 (1) に該当する事故が発生した場合は、実施主体は、別記様式の事故報告書を作成し、実施区域内の都道府県農薬指導部局に提出する。また、必要に応じて、7又は8の報告を行う

—

3～5 (略)

6 植物防疫課は、5により取りまとめた事故報告を地方航空局保安部運航課に提供する。

7 1 (2) に該当する事故が発生した場合、航空法第132条の90の規定に基づき、直ちに無人航空機の飛行を中止し、負傷者がいる場合には負傷者の救護を行うとともに、必要に応じて直ちに飛行の場所を管轄する警察署、消防署、その他必要な機関等へ連絡する等の危険を防止するために必要な措置を行う。

なお、1 (2) の事故に該当する場合に限らず、必要と認められる場合には、所要の救護活動を行うべきである。

8 1 (2) 又は(3) に該当する事故等が発生した場合、航空法第132条の90又は91の規定に基づき、実施主体は、飛行の許可等を行った国土交通省航空局安全部無人航空機安全課、地方航空局保安部運航課又は空港事務所に事故等の報告を、原則ドローン情報基盤システム(DIPS)における事故等報告機能を用いて行う。

なお、電話等による事故等の報告を行う場合は、以下を参照し連絡すること。

・無人航空機による事故等の報告先一覧

<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001573519.pdf>

2 1 (1) に規定する事故が発生した場合は、実施主体は、別記様式の事故報告書を作成し、実施区域内の都道府県農薬指導部局に提出する。

3～5 (略)

6 植物防疫課は、5により取りまとめた事故報告を地方航空局保安部運用課に提供する。

(新設)

7 1 (2) に該当する事故が発生した場合、実施主体は、直ちに以下の飛行の許可等を行った地方航空局保安部運用課又は空港事務所まで報告する。なお、夜間等の勤務時間外における報告については、24時間運用されている最寄りの空港事務所に連絡を行う。

	<p><u>東京航空局保安部運用課 03-6685-8005</u></p> <p><u>大阪航空局保安部運用課 06-6949-6609</u></p> <p><u>最寄りの空港事務所（「無人航空機飛行マニュアル（夜間・目視外・30m・危険物・物件投下）空中散布を目的とした申請について適用」（国土交通省航空局）を参照。執務時間外は、飛行させた都道府県に対応する 24 時間対応の空港事務所へ連絡する。）</u></p> <p><u>無人航空機飛行マニュアル（夜間・目視外・30m・危険物・物件投下）空中散布を目的とした申請について適用</u></p> <p><u><a href="https://www.mlit.go.jp/common/001301400.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001301400.pdf</a></u></p>
第4 関係機関の役割	第4 関係機関の役割
農薬の空中散布に関する機関は、次の役割を果たす。	空中散布に関する機関は、次の役割を果たす。
1～3 (略)	1～3 (略)
<u>4 関係団体</u>	(新設)
農薬の空中散布に関わる団体は、農薬の空中散布の安全かつ適正な実施のための啓蒙普及活動、技術の開発・改善等に努めること。	
第5・第6 (略)	第5・第6 (略)
別添 (略)	別添 (略)
別記様式	別記様式

無人マルチローターによる農薬の空中散布に伴う事故報告書

(第 1 報)

報告者所属・氏名:

連絡先:

報告日時: 年 月 日 ( ) 時 分

【基本情報】

※初期の報告(第1報など)については、事故発生の報告を優先し、報告時点で記入可能な情報のみで可

1	発生日時	年 月 日 ( ) 時 分 (散布作業開始時間: 時 分 )
2	発生場所(都道府県名から)	
3	操縦者氏名及び技能証明書番号(又は技能認証番号)	氏名: 技能証明書番号: 技能認証番号:
4	使用機体	機種: 登録記号等: 機体認証番号:

項目 5~12 (略)

注 1. 技能証明書番号には、国土交通省より技能証明書の交付を受けている場合には、当該証明書の番号を記載すること。また、操縦者の能力等に関する基準を制定している団体等により講習会等を受講し、技能認証を受けている場合には、技能認証番号に当該認証の番号を記載すること。

注 2. 登録記号等には、機体を識別できる番号等を記載すること。また、特定飛行を行なうに当たって、国土交通省より機体認証の交付を受けている場合には、当該認証書の番号を記載すること。

【対応状況等】 (略)

無人マルチローターによる空中散布に伴う事故報告

(第 1 報)

報告者所属・氏名:

連絡先:

報告日時: 年 月 日 ( ) 時 分

【基本情報】

※初期の報告(第1報など)については、事故発生の報告を優先し、報告時点で記入可能な情報のみで可

1	発生日時	年 月 日 ( ) 時 分 (散布作業開始時間: 時 分 )
2	発生場所(都道府県名から)	
3	操縦者氏名及び技能認証番号	氏名: 技能認証番号:
4	使用機体	機種: 機体記号:

項目 5~12 (略)

注 1. 技能認証番号には、操縦者の能力等に関する基準を制定している団体等により講習会等を受講し、技能認証を受けている場合には、当該認証の番号を記載すること。技能認証番号を有しない場合には空欄とする。

注 2. 機体記号には、機体を識別できる番号等を記載すること。

【対応状況等】 (略)

【事故原因】 (略)  
【再発防止策】 (略)

【事故原因】 (略)  
【再発防止策】 (略)